

さぎん帳票電子交付サービス利用規定

第1条【本規定の適用】

本規定は、株式会社佐賀銀行（以下「当行」といいます）とインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」といいます）を利用して、第2条に定めるサービスを行なうことができる「さぎん帳票電子交付サービス」（以下「本サービス」といいます）を利用する者（以下、「契約者」といいます）との間の、本サービスの利用に関して定めたものです。

契約者は、本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第2条【本サービスの内容】

本サービスは、さぎん Biz ポータルにより、後記第5条に定める書類（以下「対象書類」といいます）について、電磁的に交付（以下「電子交付」といいます）するサービスをいいます。

第3条【利用対象者】

当行本支店とのお取引がある法人または個人事業主のお客さまで本規定に同意された方とします。

第4条【サービス利用可能日・利用可能時間】

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な時由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第5条【本サービスの対象書類】

(1) 対象書類

本サービスの対象書類は、当行ホームページに公表する書類であって、預金口座のある当行本支店での契約者の取引に関する書類等とします。なお、対象書類であっても、契約者の本サービスのご利用状況等により、電子交付の対象とならない場合があります。また、当行は対象書類を変更することができるものとします。

(2) 閲覧期間

対象書類は、当行が定めた期間において閲覧できます。

第6条【電子交付の方法等】

当行が電子交付を行った対象書類は、当行所定の期間において、PDF形式で閲覧することができます。また、対象書類を契約者のプリンター等で印刷すること、契約者のパソコンにPDF形式のファイルで保存することもできます。

第7条【本規定外の取扱いについて】

本規定に定めていない事項については、さぎん Biz ポータル利用規定を適用します。

以上

(2025. 2. 1)

(帳票電子交付サービス対象帳票一覧)

- ・当座勘定お取引明細表
- ・資金移動サービスご利用明細書
- ・手数料引き落としのお知らせ
- ・手数料金額のお知らせ (インボイス対応)
- ・ご融資明細表